

広州知識産権法院の呉振副院長が広州知識産権法院の現状を発表

2015年9月9日（水曜日）午前10時、最高人民法院は記者会見を開き、広州知識産権法院の呉振副院長が広州知識産権法院の現状について発表した。

最高人民法院、中国共産党広東省委員会、広東省高級人民法院の正しい指導と強力な支援の下、広州知識産権法院は昨年12月16日に設立され、12月21日に正式に事件受理を開始した。新たに設立された法院として、党の第18期中央委員会第3回全体会議、第4回全体会議の趣旨及び習近平総書記の一連の重要講話の趣旨に対する学習を深く掘り下げ、目下の情勢をしかと踏まえ、2015年を「改革の先行的試行開始年」と確定し、自ら考え、自ら圧力をかけ、開拓進取に努めている。広州知識産権法院は、主任裁判官による事件処理責任制、審判権行使体制、司法職員の分類管理、職業の保障などのさまざまな改革策を含めた司法体制改革の基礎的、制度的な措置を実現する重要な責務を担っており、司法改革の要求に厳格に従い、着実な前進を見せている。以下、現状を報告する。

一．諸業務の取り組みの概況

（一）審判業務の概況

広州知識産権法院は創立以降、公正な司法を貫き、知的財産権審判の強力な推進を図っている。今年8月20日の時点で、各種事件の受理件数は3,148件（一審事件1,842件、二審事件1,306件を含む。そのうち渉外事件は91件）、既済件数は1,403件で、いずれも法定の審理期間内に既済となっている。主任裁判官1人あたりの平均既済件数は107.9件で、広東省の裁判官の上半期における1人あたりの平均既済件数の2.9倍近くとなっている。

広州知識産権法院における知的財産権審判には次の特徴がある。

1. 事件受理件数が持続的かつ穏やかに伸び、特許権紛争事件が多数を占めている。2～3月に春節の休暇期間のため事件受理件数は若干落ち込んだが、4～8月の広州知識産権法院における1か月あたりの平均事件受理件数は400件を超え、全体的に着実に増える勢いを保持している。事件の分類を見ると、新規に受理した事件のうち、特許権紛争事件が多くを占め、すでに受理した特許権紛争事件は1,676件で、一審事件の件数の90.99%を占め、事件受理件数全体の53.24%を占めた。

2. 既済事件数は全体的に上昇傾向を呈し、審判の品質と効率が比較的高い。広州知識産権法院は設立から3月までは、各種業務の着手段階にあり、また、春節の休暇期間のほか、事件処理期間の影響を受けて、設立から3か月間の既済件数は相対的に少ない。一方、4月からは広州知識産権法院の事件既済件数は急速な伸びを示し、目下、既済件数は1,403件で、そのうち一審事件が542件、二審事件が861件、一審及び二審の和解成立による訴訟取り下げ件数は計512件で、既済件数全体の36.49%を占めた。また、既済事件から分析すると、全ての事件が法定の審理期間内に既済となっており、一審事件で判決に服し、訴訟が終了する比率は82.05%で、広東省の平均74.71%を上回った。二審における原審差し戻し及び原判決の変更の比率は3.02%で、広東省全体の平均3.37%とほぼ横ばいであった。

3. 保全申立て、差止め、調査・証拠取りなどの救済措置の発生率が比較的高く、事件処理の負担が増大した。今年1～8月、広州知識産権法院が受理した一審事件計1,842件のうち、当事者が訴訟保全（財産保全、証拠保全）、調査及び証拠取り、差し止めなどの司法上の救済措置を請求した事件数は400件を超えた。一方、広州知識産権法院の一審事件の管轄範囲は深セン市を除いて広東省のすべての地級市・直轄市がカバーされており、広州知識産権法院の公安幹部と警察で編成された事件処理チームが全精力を傾けて、全省各地に赴いて各種の保全処分、調査を行った。

4. 事件データ登記件数と増加幅がいずれも高く、審判の負担が大きかった。関係各位の努力により多くの事件の審理を完結させたとはいえ、受理件数が既済件数を遥かに上回り、故に広州における知的財産権事件の登記件数は持続的な増加傾向を呈し、かつ事件の経緯が複雑で、審理の周期が長く、通常手続きを取る必要のある一審事件が大多数を占めた。目下、未済事件は1,745件、そのうち一審の未済事件は1,300件で、事件登記総数の74.50%を占め、二審の未済事件は445件で、全体の25.50%となっている。

現在の事件処理の情勢に対しては、広州知識産権法院が次の幾つかの面で力を注いだ。第1に、司法事務の管理を集約化した。送達と保全処分のための人手を増やし、関連業務を統一して手配するようにした。また、各地の知識産権局、税関などの知的財産権の行政法執行機関と連動し、証拠を速やかに送るための専門ルートを開設した。第2に、審判官の配置を適宜調整した。裁判官助手と書記官を適時募集、採用し、審判補佐業務の質の改善に努めた。また、法廷の整備強化を図り、人民陪審員の人数を増やすことで、法廷の不足により開廷審理が困難、人員不足により合議体の編成が困難といった問題が緩和された。第3に、外部からの支援を広く受け入れ、実習裁判官補佐制度の推進を図った。5月11日、中山大学、暨南大学など複数の著名な高等教育機関と提携し、各高等教育機関が推薦する法学関連の修士課程修了以上の大学院生が広州知識産権法院で半年以上にわたって裁判官助手の実習研究を行う実習裁判官助手制度が始まった。この試みにより高等教育期間の法学の実践教育は大幅に推進し、学生が在学期間中に業務経験を積み、能力を高められるようにし、事件処理の人員不足がある程度緩和された。現在、各高等教育期間が推薦する優秀な大学院生が広州知識産権法院で実習裁判官助手を担当して2か月余りが経過したが、その効果が順調に表れている。第4に、事件処理の流れの管理を改善し、審判プロセスを加速化した。審理期間の管理を強化し、審判の流れを監督する仕組みを整えた。また、上訴事件の移送及び判決が発効した事件の書類の送り戻しを適正化し、事件の正常な審理及び速やかな記録保存を推進した。さらに、連続して発生する事件の立件基準を適正化し、その立件受理の手順を改善した。第5に、奉仕の精神を発揚し、法院の幹部が率先して残業し、事件処理を行った。広州知識産権法院の主任裁判官の選出条件が厳格で、短期間での事件処理を担当する裁判官を増やせる可能性が低いことを踏まえ、6月から法院の幹部が率先垂範し、先頭に立ち、かつ公安幹部と警察に事件処理のための適時残業を呼びかけたことで、既済事件数が顕著に上昇し、6月だけでも既済件数が138%増加し、事件処理遅延の負担がある程度緩和された。

（二）司法改革の取り組みの概況

1. 法院の職員の分類管理を厳格に実施した。広州知識産権法院が査定した法政特別編制は100名で、そのうち主任裁判官が30名（院長1名、副院長2名を含む）、審判補佐職員が55名、司法行政官が15名。法院の職員の分類管理を厳格に実施するため、広州知

知識産権法院は「司法行政官職位職責規範」、「広州知識産権法院技術調査官選任管理暫定規則（試行）」、「技術調査官の訴訟活動参加に関わる実施細則」、「職位職責規範（業務類）」などの複数の文書を作成し、各種職員の等級、待遇、昇進の可能性について基準を設け、各職員の管理の拠りどころとなる根拠とした。初回の裁判官助手 11 名の人事異動を行った上で、6 月 11 日、広東省の法院から、裁判官助手、司法行政官、司法警察、技術調査室の職員計 27 名を幹部警察を公開で選出した。現在、所定の転任手続きに従って承認申請を進めている。

広州知識産権法院の主任裁判官の高い政治的資質、業務能力、公信力を確保するため、法院の幹部を除き、初回選出の主任裁判官 10 名は広東省の法院から公開で実施した。広州知識産権法院の主任裁判官に適用する高い敷居、選出条件としての最高人民法院「知識産権法院法官選任工作指導意見（試行）（知識産権法院の裁判官選出活動における指導意見（試行）」の規定の厳守のほか、主任裁判官に対して、知的財産権にかかわる事件の審判経験と一定の就任年数が求められた。広東省委員会の関係当局の承認を経て、広州知識産権法院の 2 回目の主任裁判官 10 名の選出が 8 月 24 日に開始されており、申込みや審査の作業が急ピッチで進められている。

2. 健全な審判権行使体制を構築した。「審理者が裁判を行い、裁判者が責任を負う」という要求に従い、広州知識産権法院は、審判委員会、合議体、主任裁判官の審判業務における権力の分配を明確にし、審判管理権と審判監督権の行使の適正化を図るとともに、司法の規則に適合する審判権行使のシステムを構築し、審判権の独立かつ公正な行使を確保している。第 1 に、「広州知識産権法院権力一覧細則」を制定し、合議体の事件処理に関する責任性を明文化した。旧式の業務体制と違い、広州知識産権法院は権限を裁判官に帰属させ、審判権、審判管理権、審判監督権の範囲を適正な線引きを行い、審判組織間の関係を調整した。院長、審判長の審判管理権行使にあたり、個々の事件の実体裁判への介入をすべて禁止し、審判権の合理的な行使を義務付けた。第 2 に、事件処理責任制を整備し、主任裁判官の主体的な地位を際立たせた。院長、副院長が合議体の一員として事件処理を担当することで、審判権行使の行政化を弱めた。目下、法院幹部が主任裁判官として処理を引き受けた事件数は 64 件、既済件数は 44 件。司法責任制を実施し、事件処理を担当する主任裁判官が合議体の審判長となり、審判長としての職責を履行し、その他の合議体の構成員は自らの審判の権限と審理における役割に応じた責任をそれぞれ担うようにした。法律に規定されている場合を除き、院長は原則として審理した事件の裁判文書への署名には参加しない。第 3 に、審判管理の適正化の強化を図った。審判業務の状況評価、審判業務の情勢分析を強化し、合理的かつ効率的な審判管理フローを確立した。また、法院における審理の規則を制定し、基準化された開廷審理のパターンを構築した。法律文書の形式と要素を統一し、裁判文書の質を高めた。類型化された事件の特徴をもとに、裁判文書の過剰な冗長化を避け、司法資源の節約を図り、意匠関連の事件における基準化された裁判文書作成の推進を図った。「主任裁判官合同会議制度」を確立し、現時点で 5 回の会議を開いており、審判経験の総括及び業務の検討を深め、真の意味で審理者が裁判を行い、難解な事件は専門家型の裁判官の「立ち合いの下でのアドバイス」を得られるようにした。

3. 司法行政事務の集約化とフラット化されたサービス方式の推進を図った。司法改革の主方向に順応して、法院の司法行政の職能の特徴を踏まえ、広州知識産権法院は総合事務局を設立し、政治部、紀律検査監察室、機関の党委会事務局、事務局、研究室、審判管

理事務局、行政装備科、教育研修科、機関の後方支援サービス部門などがもともと担当していた業務の全体を担当した。総括・統合を経て、総合事務局による行使が必要な司法行政の機能は60項目であるが、査定を通過した政法特別編制はわずか15名で、現時点で正式に持ち場に就いた職員は7名である。「相対的に分業し、共同で負担し、責任分担を明確にする」という原則に基づいて、相応の職位、職責を分配した。現在の運営状況から見て、総合事務局の設立により、内設組織及び人員編成が減り、部門間の責任転嫁が一掃され、事務効率が向上した。政法特別編制が極めて限られているため、広州知識産権法院は各方面からの支持獲得に努めており、今年6月、社会サービスを購入する形で、速記官、事務員、運転手の計22名を募集、採用し、業務負担がある程度緩和された。

(三) チームづくりに関して

創立以降、広州知識産権法院はチームづくりを非常に重視しており、幹部の募集、採用、一般からの招聘などの形で人材を引き入れるほか、人材育成やチームづくりにもさまざまな努力を行っている。第1に、裁判官助手の段階別育成システムを構築した。既存の「主任裁判官1名＋裁判官助手1名＋書記官1名」という事件処理チームを速やかに「主任裁判官1名＋（裁判官助手1名＋裁判官助手0.5名）＋書記官1名」に調整した。つまり、各主任裁判官の下に裁判官助手2名を配置するが、そのうち裁判官助手1名については、事件処理の支援だけでなく、調査や総合管理などの行政業務へ参加させることで、裁判官助手、とりわけ元の勤務先で審判に関連する役職に就いていた裁判官助手の業務能力が総合的に高められ、今後の主任裁判官の選出や行政担当者の選抜のための基礎が築かれた。第2に、目標管理を通じて行政業務チームを構築した。従来の法院の組織構造と異なり、広州知識産権法院は、各主任裁判官を中心として編成された事件処理チーム以外に、総合事務局、技術調査室、司法警察官支隊をそれぞれ一つのみ設置することとした。しかしながら、行政事務の多様性、重複性、複雑性を考慮して、広州知識産権法院は、設定した活動目標をめぐり、司法行政事務と司法補助事務を類型に応じて区分し、総合事務局という大枠の下に、政務センター（幹部の人事、紀律検査監督を担当）、行政後方勤務センター（極秘情報交換と財務の後方支援を担当）、審判事務センター（審判の流れの質管理、総合的な調査研究、宣伝を担当）、情報センター（情報化推進を担当）、司法補佐官協力センター（裁判官助手と書記官の考査、研修を担当）、司法事務センター（事件の保全、送達、開廷審理補助業務などを担当）の6つの業務チームを同時に開設し、垂直的な管理ランクの削減を基本として、水平的管理の幅を広げ、業務の円滑な遂行を保証した。

(四) 司法の公開に関する取り組みの現状

創立以来、広州知識産権法院は多くの取り組みを並行して実施し、司法の公開を全力で進め、陽光司法システムの構築に努めてきた。

1. 業務の動向を速やかに公表し、各方面からの関心に応えた。活動の注目点を積極的に引き出し、プレスカンファレンスを相次いで開催し、各種メディアに多くのニュース記事の素材を提供し、大きな反響を呼んだ。また、「4月26日」世界知的所有権の日の特別宣伝活動プランを制定し、広州知識産権法院による知的財産権の司法保護の成果をアピールした。法院のポータルサイトの開設の進めるとともに、ポータルサイトの対外的な宣伝、審判情報の公表、資源の共有などの機能を開拓し、法院の行政事務公開の推進を図った。

2. 法廷での審理の公開を含めた審理実務の公開を重点的に実施した。法廷での審理の公開を常態化させ、公開開廷が可能な事件の100%公開を実現し、さらに既存の法廷が備える生放送の機能を存分に活用して、教育・警告の機能のある代表的な事件を選び、ポータルサイトの「司法の公開、開廷審理の生放送」の番組を通じてインターネット上での開廷審理の生放送を行った。また、当事者が事件の進行状況を知る権利を保障するため、審判プロセスの節目の公開を推進した。さらに、裁判文書のインターネット上の掲載を大いに推進し、すでにインターネット上で公開された各種裁判文書は274部に及ぶ。

3. 司法交流のルートを開拓し、司法活動に対する賛同を得た。米国、シンガポール、国家知識産権局、広東省知識産権局、広州市知識産権局及び広東省内外の著名な高等教育機関の法学院の専門家、学者など、国内外からの来客を受け入れ、国際社会における知的財産権の司法保護のイメージを向上させ、中国の知的財産権審判に対する各界の共感度を高めた。

(五) 情報化業務の現状

目下、広州知識産権法院は賃借と自己建設、共有と改善を組み合わせる形で、情報化、自動化の強力な推進を図り、審判をはじめとする各業務の需要をほぼ満たした。

1. インフラ整備を強化した。広東省の法院と接続するギガクラスの政法ネットワークを開通した。また、イントラネットOAシステムを整備し、内部のペーパーレスオフィスなどを実現した。

2. 審判プロセスの共有化を実現した。広東法院総合業務システムをプラットフォームとし、電子データの資源共有、互換性の特徴を利用し、立件、審理、記録保存などの情報に対するフォロー、コントロール、共有を行い、審判業務のシステム化、ネットワーク化、自動化管理を実現した。

3. 裁判のデジタル化を進め、遠隔操作によるビデオを利用した開廷審理とインターネット生放送の同時進行を実現した。「デジタル化法院」の整備を加速させ、3つのフルハイビジョンデジタル法廷を整備、そのうち1つは同時通訳機能を備える。多方面の努力により、広州知識産権法院は8月20日に初めて遠隔操作による動画を利用した裁判を行うと同時に、ポータルサイトの「司法の公開—開廷審理生放送」コーナーで生放送を行い、地域を超えて、遠隔操作によるビデオを利用した開廷審理とインターネット生放送の同時進行を実現するなど、ハイテク化、情報化の手段を利用して審理の効率を高め、司法の公開、司法の利便化に対する大衆の需要を満たした。

広州知識産権法院は創立以来、中央及び広東省が決定した司法改革措置を厳格に実施し、各職員が自らの職務を全うし、各自の責務を果たし、諸業務を正しい軌道に導いてきた。8か月という短い期間で、広州知識産権法院の各業務を健全にかつ秩序を保って進めることができたのも、ひとえに最高人民法院、広東省委員会、広東省人民法院の正しいリーダーシップと熱心な指導のおかげであり、出席の幹部の皆様、各位より多大なる支援と関心を賜ったのおかげである。ここに、広州知識産権法院を代表し、謹んで感謝申し上げる。

二. 今後の活動計画

中央、広東省委員会、上位の人民法院の関係文書の精神をもとに、広州知識産権法院はさらに思想を解放し、果敢に模索に挑み、諸活動の徹底に努める。

第1に、引き続き、司法改革の手本を示す。中央の司法体制改革の全面的掘り下げに係る要求により、知識産権法院は司法改革の模索者、先駆者としての重要な使命を担っている。かつてない情勢、新たな任務に直面する今、問題を指向し、「改革の全面的掘り下げ実施年」活動から一歩も逸れることなく、諸々の司法改革を推進し、重点分野及び鍵となる段階で成果を挙げ、総合改革のモデル法院づくりに努めなければならない。

第2に、「人材に強い法院」という基本をしかと守っていくことである。1つ目は、優秀な人材を広く募集する。目下、広州知識産権法院は1回目の主任裁判官10名を除き、審判補佐職員、司法行政官などの幹部警察27名の募集、採用活動を遂行し、社会サービスの購入を通じて速記官、事務員などの職員22名を採用、2回目の主任裁判官の選出も急ピッチで進められている。各種職員の補充に伴い、職員数が事件数に追いつかないという局面が緩和されると確信している。2つ目は、ストック型人材を増やす。持続可能な審判チームを構築するため、広州知識産権法院は、広東省の法院に対し、審判に関連する役職に就いている裁判官助手を主任裁判官の予備人材として蓄え、5年間の移行保護期間を設けて、もとの審判関連の役職名を留保しつつ、そのキャリアアップの伸びしろを残すよう求めるとともに、審判関連の役職に就いていた裁判官助手から優秀者を評議裁判官として選抜し、主任裁判官の待遇を享受しない主任裁判官として事件処理に参加する審判チームの構成員とするよう推奨する。その狙いは、現時点で主任裁判官の選出に参加できる条件が整っていない優秀な青年裁判官の興味を引き出すことで、主任裁判官の精鋭化を保証し、主任裁判官不足という問題の解決につなげるとともに、主任裁判官が「メンター (mentor)」となって評議裁判官、裁判官助手を審判に参加させて経験を積ませることにより知的財産権審判チームの年齢断層の問題を回避することにある。

第3に、司法事件処理の最優先を堅持する。1つ目は、立件登記制度改革を全面的に実施する。規定の条件を満たす場合、一律で訴状を受け入れ、その場で登記・立件を行う。登記・立件後に移送された事件については、法律の規定で定められた手順に厳格に従い審理を行う。2つ目は、法院の幹部が率先して事件処理の模範的效果を発揮する。法院の幹部による事件処理の常態化のシステムを整備して、院長、庭長が重大、難解、複雑な事件及び新しいタイプの事件又は法律の適用に関して普遍的な意義のある事件を中心に引き受ける。また、法院幹部による事件処理については、開廷審理の生放送や職員がそれを模範として見習うことを優先的に考慮するとともに、裁判文書を一律、規定に従ってインターネット上で公開する。3つ目は、事件処理に関わる技術的障害を取り除く。最高人民法院の関連規定をもとにして、広州知識産権法院は、技術調査官による事件審理への参加をすでに試みているが、技術調査官の職責をより一層細分化、具体化するとともに、関連規定に従って人員の募集・採用を遂行し、技術調査官による事件審理の参加の常態化を早急に実現し、裁判官による技術的事実の認定が困難という問題を解決する必要がある。4つ目は、裁判文書の標準化を推進する。広州知識産権法院が受理した各類型の事件状況の分析により、海外に係る意匠紛争事件を裁判文書標準化の突破口、モデルケースとして選び、司法資源の節約を図る。5つ目は、情報化された手段を活用して事件処理の効率を高める。電子技術を余すことなく活用し、電子配達、ショートメッセージプラットフォームによる配達を普及させ、法廷での判決言い渡し、即決裁判方式の制度革新を推進する。また、ソフトウェア・ハードウェアの要件をより一層調和させて、民事事件における全面的な遠隔

操作によるビデオを利用した開廷審理の本格的な推進を試みて、審判業務効率を高める。さらに、インターネット上での立件、遠隔技術を利用した電子書類の閲覧、電子記録ファイルの同期化を実現し、最大限の努力を払って司法の利便性の向上を図る。6つ目は、多様な紛争解決システムの実施に注力する。知的財産権行政法執行部門との意思疎通・連動により、訴訟と調停の連動、協力体制を形成する。業界の調停組織を導入し、専門性の高い事件の調解業務を担う。また、事件処理に要する手数の繁簡により分類し、複雑難解な事件が審理の進度に影響を及ぼすことのないよう、簡単な事件の調停の効率を高める。

広州知識産権法院の活動は順調なスタートを切り、現状は良好であるものの、発展の途中でやはり多くの課題に直面している。しかし、最高人民法院、広東省委員会、広東省高級人民法院の力強い指導の下、広州知識産権法院は党の第18回中央委員会第3次全体会議、第4回全体会議の趣旨を貫き、イノベーション主導型発展戦略への貢献にたゆまぬ努力を惜しまず、司法改革の諸任務を確固不動として徹底し、進取の精神をもって革新し続け、各種活動のより一層のレベルアップを図っていけることを確信している。

出所：

2015年9月9日付け中華人民共和国最高人民法院ウェブサイトを基にJETRO北京事務所
で日本語仮訳を作成

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-15369.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。